

Bi-Weekly Newsletter

Mar 13, 2019 | ISSUE 16

I. 統計資料

02

- 直近5年間における外国系企業の韓国国内参入の現況

II. 産業ニュース

02

- 公正取引委員会、2019年中堅企業の「特殊関係会社全面委託」調査計画発表

III. 最新事例・判例

03

- 法人税法上の退職金損金算入に係るイシュー（事前-2017-法令解釈法人-0638,2018.08.27.）
：法人が解散したことで代表取締役が退職して清算人となった場合の、代表取締役が退職した時に支給した退職金の損益帰属時期

ご不明な点がございましたら、いつでも下記のパートナーにお問い合わせください。

Contacts

金祥雲(キム・サンウン)Partner	02 709 0789	swkim@samil.com
黄喆珍(ファン・チョルジン)Partner	02 709 0759	hcj@samil.com
申鉉昌(シン・ヒョンチャン)Partner	02 709 7904	hcshin@samil.com
盧映錫(ノ・ヨンソク)Partner	02 709 0877	ysnoh@samil.com
李応典(イ・ウンジン)Partner	02 3781 2309	ejlee@samil.com
李南善(イ・ナムソン)Partner	02 3781 3189	nslee@samil.com

I. 直近5年間における外国系企業の韓国国内参入の現況

- 国税庁国税統計

主な内容

- 国税統計ホームページによると、直近5年間の外国系企業の韓国国内参入の現況は次のとおり。
- 外国系企業が国内に参入する形は1)外国人投資法人と、2)外国法人の国内支店または連絡事務所の形に大きく分かれる。
- 5年間において1)外国人投資法人および2)外国法人の国内支店と連絡事務所は共に増加したと見られる。

[単位：個]

区分	外国人投資法人	外国法人		合計
		国内支店	連絡事務所	
2013年	8,056	1,722	1,489	11,267
2014年	8,095	1,770	1,598	11,463
2015年	8,380	1,840	1,683	11,903
2016年	8,513	1,880	1,692	12,085
2017年	8,517	1,907	1,736	12,160

II. 公正取引委員会、2019年中堅企業の「特殊関係会社全面委託」調査計画発表

- 大韓民国国政ブリーフィング(<http://www.korea.kr/news/policyBriefingView.do>)および公正取引委員会報道資料

- 公正取引委員会は‘2019年公正取引委員会業務計画’に関する国政ブリーフィングを通じて、今年の公正取引委員会の重要争点の一つとして、2~5兆ウォン相当の中堅企業グループに対する「特殊関係会社全面委託」に係る調査を実施すると明らかにした。
- 昨年に10大大企業に対して「特殊関係会社全面委託」調査を実施したのに続き、今年は中堅グループの不当支援に対して調査する計画であり、公正取引委員会が不当支援や「特殊関係会社全面委託」などを調査し、その結果を関連機関に通知することによって、その関連機関との協力を強化する考えである。
- また、公正取引委員会が金融会社と関連した措置をとる場合、金融会社、特に金融グループの健全性を規律する金融委員会の金融グループ統合監督模範規準と連携させることで、部署間において情報を共有して協業が円滑に行われるよう努力すると明らかにした。
- また、M&Aに関しては、特に新産業分野の企業結合審査基準を現状に合うように見直し、またそのようなdynamicsを生かすための企業結合に対しては速やかに処理する努力を続けていくとした。
- このような公正取引委員会の2019年業務計画により、不当支援および「特殊関係会社全面委託」に関する企業は内部検討および対応が必要になると思われる。

III. 最新事例・判例

- 事前-2017-法令解釈法人-0638,2018.08.27.

1. 爭点

- 代表取締役が清算人となった後に支給する退職金の損益帰属時期

2. 事実関係

- 法人は2017年8月21日に解散し、代表取締役は退職して清算人に就任する。
- 法人は解散前に株主総会を開催して代表取締役の退職日（2017年8月21日）を基準に退職金を支給すると決議した。

3. 質問内容

- 法人が解散したことで代表取締役が退職して清算人となった場合の、代表取締役が退職した時に支給した退職金の損益帰属時期

4. 回答内容

- 法人が解散したことで代表取締役が退職後に清算人となった場合、代表取締役が退職した時に支給する退職金は解散登記日が属する事業年度の損金とする。

5. 関連法令

✓ 法人税法施行令第43条【賞与金などの損金不算入】

⑤法人の解散によって退職する役員又は使用人に支給する解散手当又は退職慰労金などは最終事業年度の損金とする。

✓ 法人税法施行令第44条【退職給与の損金不算入】

①法人が役員又は使用人に支給する退職給与（「勤労者退職給与保障法」第2条第5号の規定による給与をいう。以下同じ）は、役員又は使用人が現実的に退職（以下この条において“現実的な退職”という）する場合に支給するものに限ってこれを損金に算入する。<改正2006.2.9>

②現実的な退職は法人が退職給与を実際に支給した場合として、次の各号のいずれかに該当する場合を含むこととする。<改正2005.2.19,2005.8.19,2006.2.9,2009.2.4,2010.2.18>

1. 法人の使用人が当該法人の役員に就任した時

2. 法人の役員又は使用人がその法人の組織変更・合併・分割又は事業譲渡によって退職した時

3. 「勤労者退職給与保障法」第8条第2項により退職給与を中間精算して支給した時（中間精算時点から新しく勤務年数を起算して退職給与を計算する場合に限定する）

4. 削除<2015.2.3>

5. 定款又は定款で委任された退職給与支払規程に基づき長期療養など企画財政部令で定める事由での時点までの退職給与を中間精算して役員に支給した時（中間精算時点から新しく勤務年数を起算して退職給与を計算する場合に限定する）

III. 最新事例・判例、続き

- 事前-2017-法令解釈法人-0638,2018.08.27.

5. 関連法令_続き

✓ 法人税法基本通則26-44...1 【現実的な退職の範囲】

①次の各号のいずれかに該当する場合には現実的な退職とする。

1. 法人の直営車両運転手が法人所属持込車両の運転手に転職する場合
 2. 法人の役員又は使用人が社規によって定年退職をした後、翌日同法人の特別職社員（嘱託）で採用された場合
 3. 合併で消滅する被合併法人の役員が退職給与支払規程に基づき退職給与を実際に受け取って合併法人の役員となった場合
 4. 法人の常勤役員が非常勤役員となった場合
- ②次の各号のいずれかに該当する場合には現実的な退職と見ない。
1. 役員が再任された場合
 2. 法人の大株主変動によって計算の便宜、その他の事由で全使用人に退職給与を支給した場合<改正2008.07.25>
 3. 外国法人の国内支店従業員が本店（本国）に転出する場合
 4. 政府投資機関などが民営化されたことで全従業員の辞表を一旦受理してから再採用した場合<改正2001.11.01>
 5. 「勤労者退職給与保障法」第8条第2項により退職給与を中間精算することにしたがこれを実際に支給しない場合。ただし、確定した中間精算退職給与を会社の資金事情などを理由に退職給与全額を一時に支給することができず、労使の合意により一定期間分割して支給することにした場合にはその最初の支払日が属する事業年度の損金に算入する。<改正2008.07.25>

✓ 法人税法施行令第42条【接待費の範囲】

①株主又は出資者（以下“株主など”という）や次の各号のいずれかに該当する職務に従事する者（以下“役員”という）又は使用人が負担すべき性質の接待費を法人が支出したものはこれを接待費と見ない。<改正2008.2.22,2018.2.13>

1. 法人の会長、社長、副社長、取締役長、代表取締役、専務取締役および常務取締役など取締役会の構成員全員と清算人
2. 合名会社、合資会社および有限会社の業務執行社員又は取締役
3. 有限責任会社の業務執行者
4. 監査
5. その他第1号から第4号までの規定に準ずる職務に従事する者

商法第531条【清算人の決定】

①会社が解散した時には、合併・分割・分割合併又は破産の場合の他は取締役が清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるか、株主総会で他の者を選任した時にはその限りでない。<改正1998.12.28>

© 2019 Samil PricewaterhouseCoopers. All rights reserved.

The information contained in this publication is for general guidance on matters of interest only and is not meant. The information contained in this publication is for general guidance on matters of interest only and is not meant to be comprehensive. The application and impact of laws can vary widely based on the particular facts involved. For more information, please contact your usual Samil PwC client service team or professionals listed above.